

## 配信講義3

# 協議会を活用した地域課題 の解決に向けた取り組み

社会福祉法人 草笛の会  
東遠地域基幹相談支援センター  
瀧野 裕子

※ 本テキストは、静岡県相談支援従事者初任者研修テキスト及び令和6年3月厚生労働省「相談支援業務に関する手引き」を一部引用、加工しています

### 地域の課題を検討し、解決につなげる場

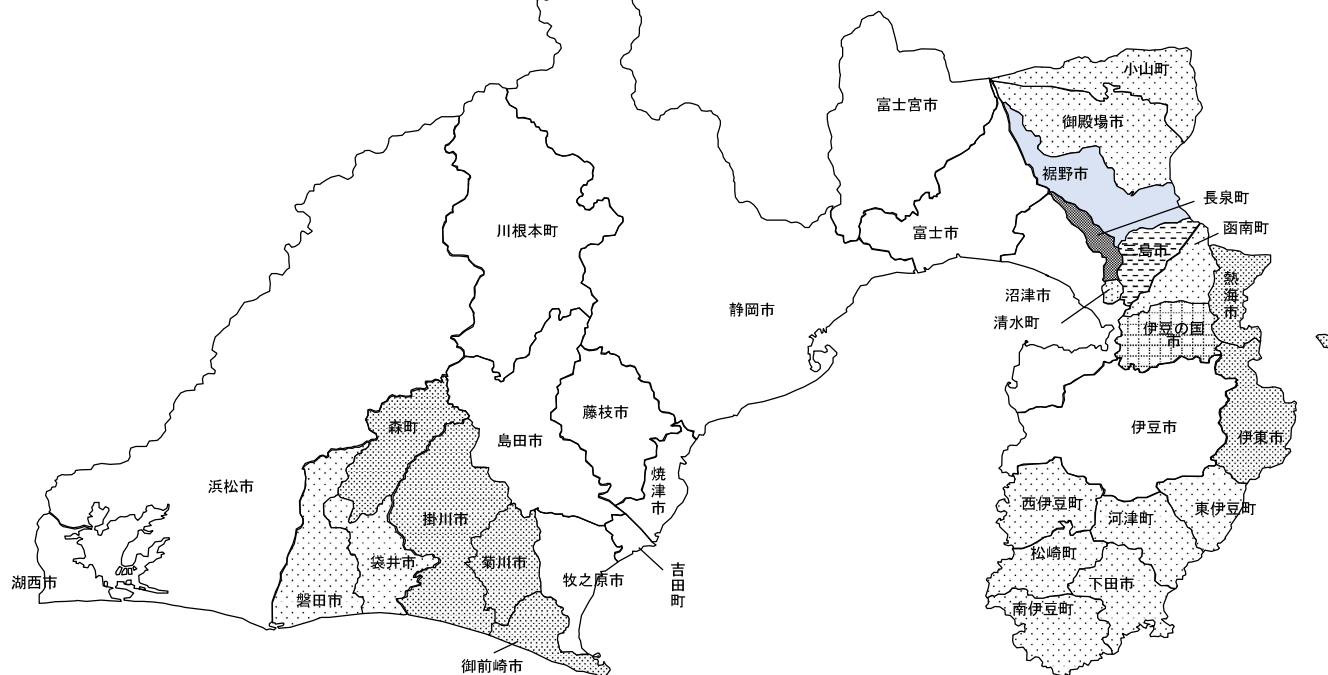
#### 第八十九条の三（協議会の設置）

地方公共団体は、単独で又は共同して、障害者等への支援の体制の整備を図るため、関係機関、関係団体並びに障害者等及びその家族並びに障害者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者（次項において「関係機関等」という。）により構成される協議会を置くように努めなければならない。

2 前項の協議会は、関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うものとする。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律  
（平成17年厚生労働省令第123号）

## 協議会設置状況



### 静岡県内における自立支援協議会

- 県全体 静岡県自立支援協議会(静岡県障害者施策推進協議会)
- 圏域 各障害保健福祉圏域に設置(圏域自立支援協議会)※主に県が設置
- 市町 24地域(23市12町)で設置(地域自立支援協議会) ※市町が設置

| 圏域   | 市町                                       |
|------|------------------------------------------|
| 西部   | 浜松市<br>湖西市                               |
| 中東遠  | 磐田市・袋井市<br>掛川市・御前崎市・菊川市・森町               |
| 志太榛原 | 島田市<br>牧之原市<br>焼津市<br>藤枝市<br>川根本町<br>吉田町 |
| 静岡   | 静岡市                                      |
| 富士   | 富士市<br>富士宮市                              |

| 圏域   | 市町                                                                |
|------|-------------------------------------------------------------------|
| 駿東田方 | 沼津市<br>御殿場・小山町<br>伊豆市<br>三島市<br>裾野市<br>伊豆の国市<br>函南町<br>清水町<br>長泉町 |
| 熱海伊東 | 熱海市・伊東市                                                           |
| 賀茂   | 下田市・東伊豆町・河津町<br>南伊豆町・松崎町・西伊豆町                                     |

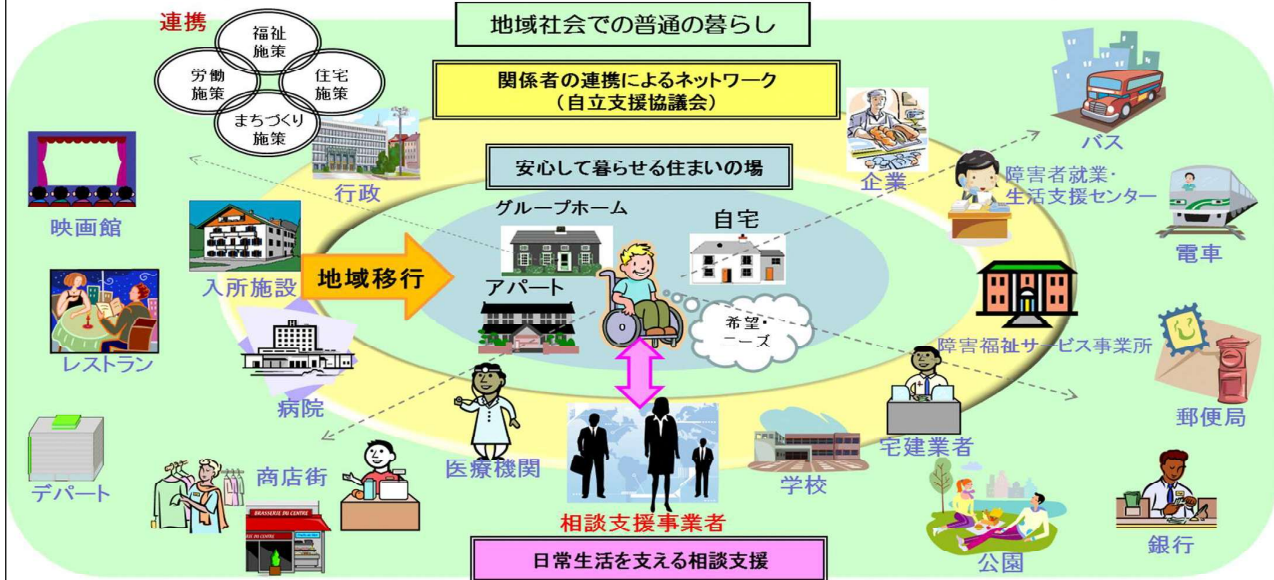
## 地域で暮らすみんなの“暮らしづらさ”を面で支える

### 障害のある人が普通に暮らせる地域づくり

(目指す方向)

重度の障害者でも地域での暮らしを選択できる基盤づくり

- ・安心して暮らせる住まいの場の確保
- ・日常生活を支える相談支援体制の整備
- ・関係者の連携によるネットワークの構築



## 相談支援専門員の役割

### 第2条(基本方針)

- ・ 利用者の心身の状況、環境等に応じて、利用者等の選択に基づき適切な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービスが、**多様な事業者**から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行わなければならない
- ・ 市町村、障害福祉サービス事業を行う者等との**連携を図り、地域**において必要な**社会資源の改善及び開発**に努めなければならない

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定特定相談支援の事業の設備及び運営に関する基準

(平成24年厚生労働省令第28号)

## 3層構造による相談支援体制の整備

### 重層的な相談支援体制

#### <第3層>

c. 地域における相談支援体制の整備や社会資源の開発など

- 総合的・専門的な相談の実施
- 地域の相談支援体制強化の取組
- 地域の相談事業者への専門的な指導助言、人材育成
- 地域の相談機関との連携強化
- 地域移行・地域定着の促進の取組
- 権利保護・虐待の防止

主な担い手⇒基幹相談支援センター等

#### <第2層>

b. 一般的な相談支援

- 福祉サービスの利用援助（情報提供、相談等）
- 社会資源を活用するための支援（各種支援施設に関する助言・指導）
- 社会生活力を高めるための支援
- ピアカウンセリング
- 権利保護のために必要な援助
- 専門機関の紹介

主な担い手⇒障害者相談支援事業

#### <第1層>

a. 基本相談支援を基盤とした計画相談支援

- 基本相談支援
- 計画相談支援等
- サービス利用支援
- 継続サービス利用支援

主な担い手⇒指定特定相談支援事業等

#### ① 地域における相談支援体制の整備や社会資源の開発など

第3層目には、第1層目や第2層目の個別の相談支援事業では解決できない個別の事例から明らかになる社会資源不足や支援者の専門性の不足などの地域課題解決のために主体的に取り組んだり、第1層目の計画相談支援事業者に配置される相談支援専門員に対して地域としての人材育成に取り組む役割などが位置づけられる。

#### ② 一般的な相談支援

第2層目には、障害福祉サービス利用につながらない個別の相談支援や計画相談支援の対象ではあるものの実際の障害福祉サービス利用につながるまでに多くの時間を要する事例などに対する相談支援の役割である。

#### ① 基本相談支援を基盤とした計画相談支援

主に障害福祉サービスを利用する障害者が基本相談支援を基盤としたケアマネジメントを提供することにより適切な支援を利用できるように支援を行う。

## (1) 基幹相談支援センターの目的

障害者総合支援法（令和6年4月施行） 第77条の2（基幹相談支援センター）

基幹相談支援センターは、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、次に掲げる事業及び業務を総合的に行うことを目的とする施設とする。

一 前条第一項第三号及び第四号に掲げる事業

二 身体障害者福祉法第九条第五項第二号及び第三号、知的障害者福祉法第九条第五項第二号及び第三号並びに精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十九条第一項に規定する業務

三 地域における相談支援又は児童福祉法第六条の二の二第六項に規定する障害児相談支援に従事する者に対し、これらの者が行う一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業又は同項に規定する障害児相談支援事業に関する運営について、相談に応じ、必要な助言、指導その他の援助を行う業務

四 第八十九条の三第一項に規定する関係機関等の連携の緊密化を促進する業務

## (2) 基幹相談支援センターの業務内容

地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、次に掲げる事業及び業務を総合的に行う

|                           |                                                                                                                                                                         |
|---------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1. 地域生活支援事業に関する業務         | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 障害者等、障害児の保護者等の相談に応じ、必要な情報の提供、助言その他の便宜供与</li><li>・ 虐待防止及び早期発見のための関係機関との連絡調整、必要な援助</li><li>・ 成年後見制度の利用が困難であるものに対する費用の支給</li></ul> |
| 2. 障害に対する情報提供、助言・指導に関する業務 | 身体障害者、知的障害者、精神障害者について <ul style="list-style-type: none"><li>・ 障害者の福祉に関し、必要な情報の提供</li><li>・ 障害者の相談に応じ、必要な調査を行い、本人に対して、直接・間接に助言、指導等を実施</li></ul>                          |
| <中核をなす業務として追加>            |                                                                                                                                                                         |
| 3. 地域の相談支援事業者等の後方支援に関する業務 | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 地域における相談支援、障害児相談支援に従事する者に対する相談、必要な助言、指導などの実施</li></ul>                                                                          |
| 4. 協議会活動の推進に関する業務         | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 関係機関等（関係機関、関係団体、障害者等及びその家族、障害者等の福祉・医療・教育・雇用に関連する職務に従事する者など）の連携の緊密化を促進</li></ul> <p>※障害者総合支援法（令和6年4月施行）第77条の2に基づき作成</p>          |

「相談支援業務の手引き」厚生労働省 令和6年3月 より

### サービス管理責任者等の役割

#### 第14条(障害福祉サービス事業者等との連携等)

市町、他の障害福祉サービス事業者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者等との**密接な連携**に努めなければならない

#### 第17条(計画の作成等)

計画作成に際し、**他サービスとの連携**も含め位置付けるようつとめる

#### 第18条(サービス管理責任者の責務)

利用状況の把握、自立した日常生活を営む利用者への必要な支援

#### 第19条(相談及び援助)

利用者の心身の状況、環境等の把握と、利用者又はその家族に対し、その**相談に適切に応じる**とともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない

#### 第31条(地域との連携等)

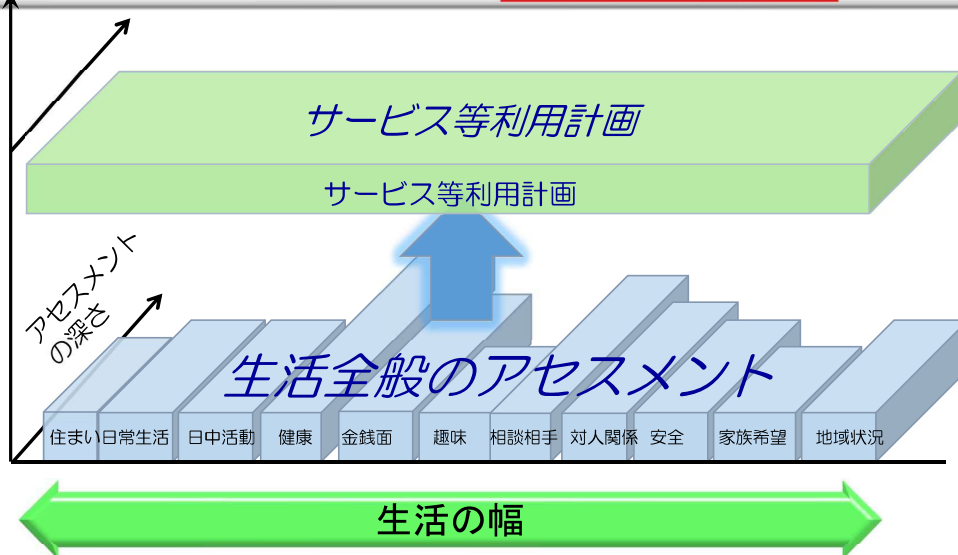
地域住民、活動等との**連携及び協力**等の地域との交流

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第174号)



## 相談とサビ児管の「つなげる」「つながる」

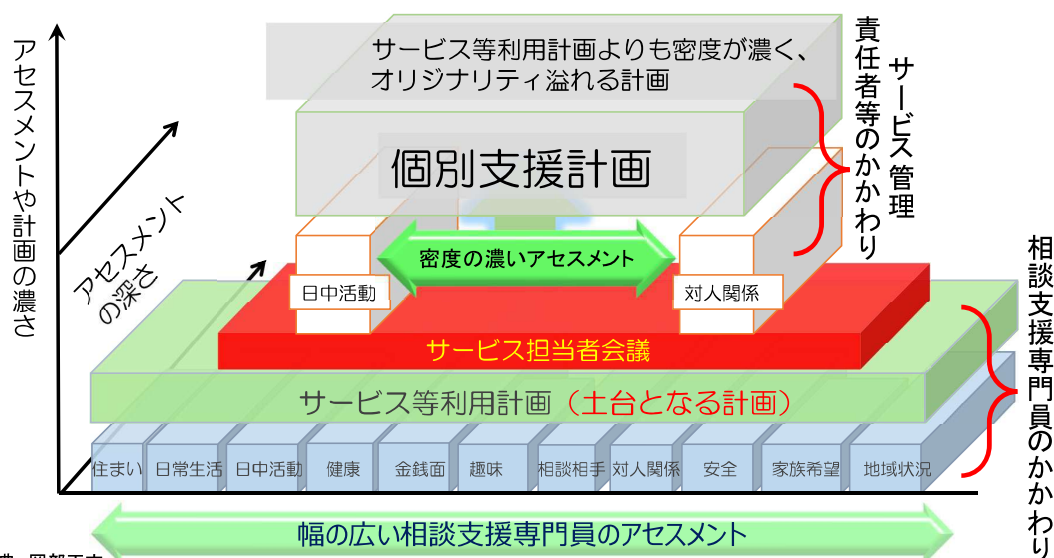
【サービス等利用計画】  
生活全般をアセスメントし、本人の願いを中心に、生活や支援の全体像を示したもの  
(相談支援専門員によるサービスを繋ぐ支援)



出典 岡部正文

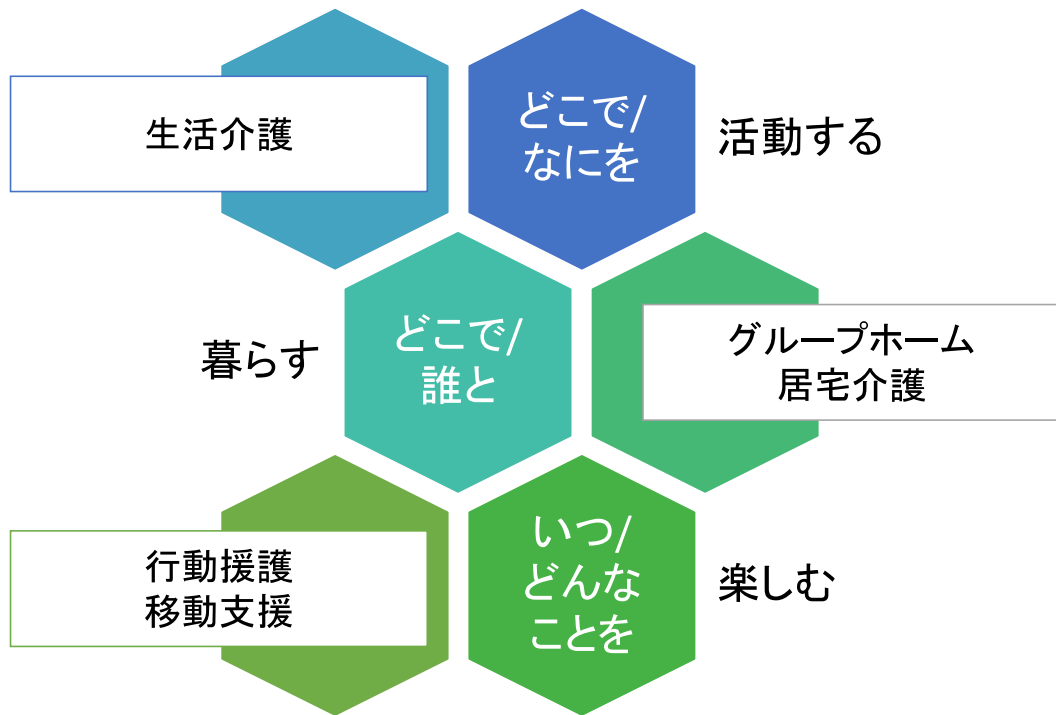
## 相談とサビ児管の「つなげる」「つながる」

【個別支援計画】  
必要なアセスメントをさらに深め、本人の願いをかなえるために、より具体的な支援内容を盛り込んだもの  
(サービス管理責任者等による深める支援)

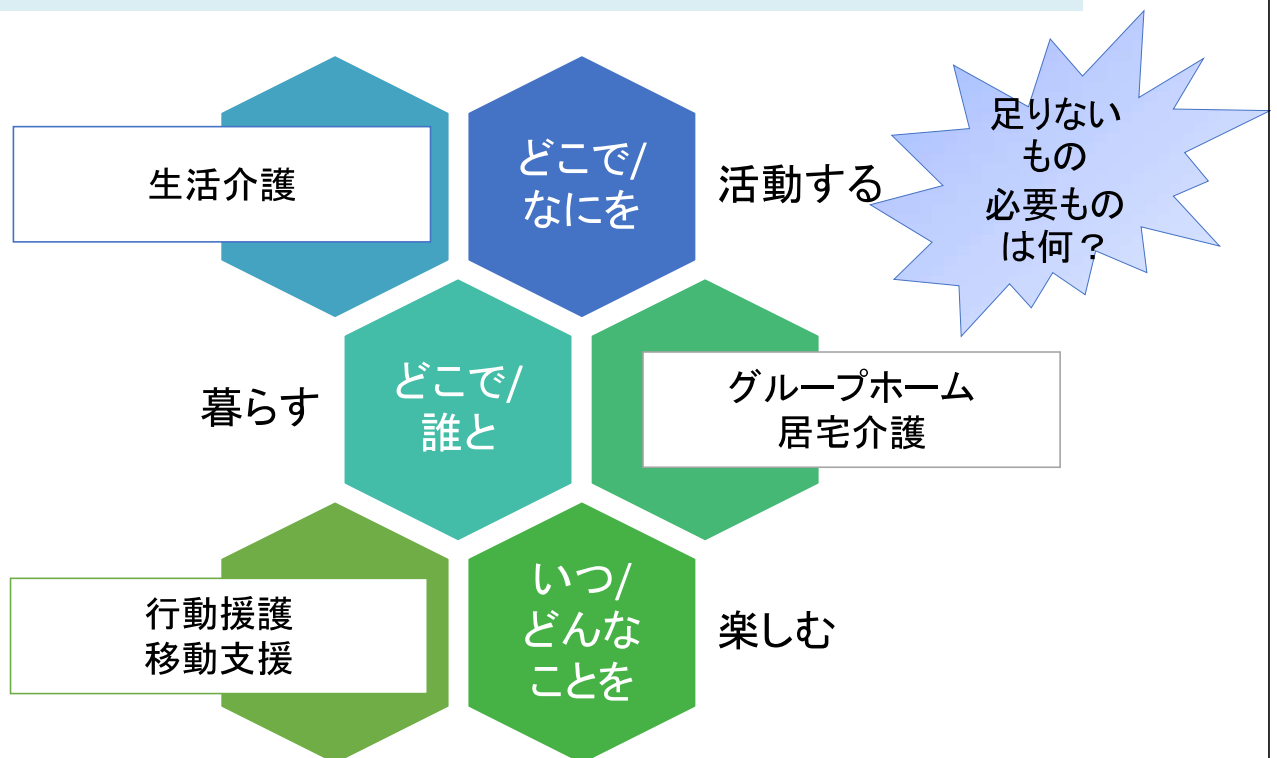


出典 岡部正文

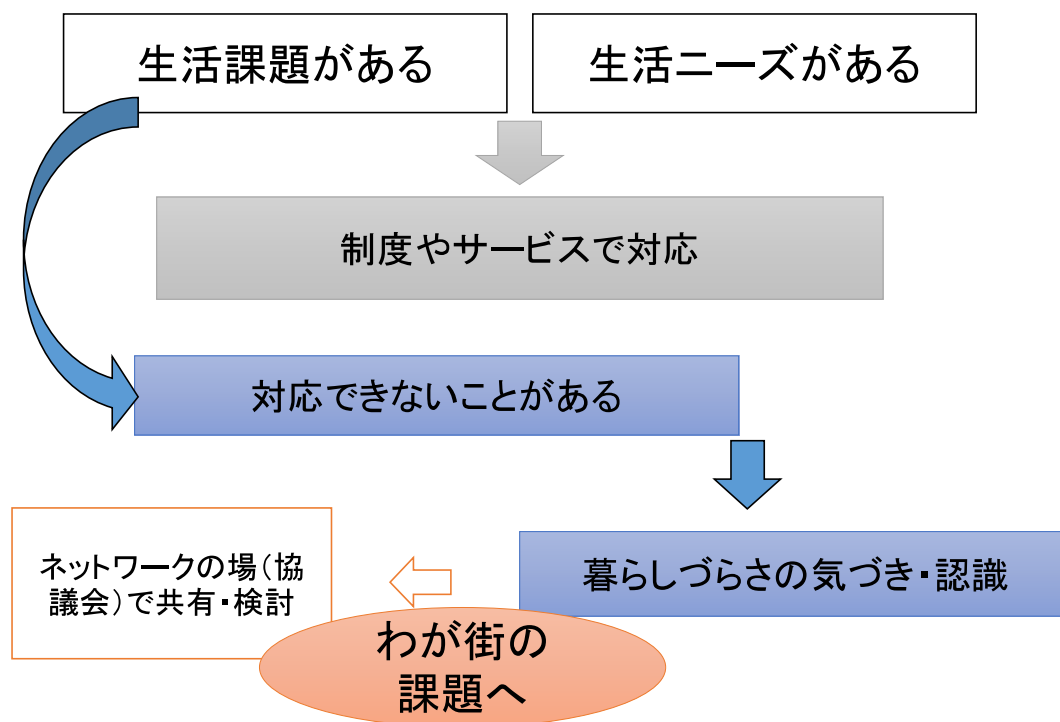
## 社会資源を「知る」



## 我が地域の社会資源の何が足りない？



## 個別ケースの“暮らしづらさ”を“地域の課題”として



## 協議会の一般的な6つの機能

### 情報機能

- 困難事例への対応のあり方を情報共有
- 地域の諸情報を共有する

### 調整機能

- 地域の関係機関によるネットワーク構築
- 地域支援力を高めるための役割分担と調整

### 開発機能

- 地域診断
- 地域の社会資源の開発・改善

### 教育機能

- 構成員の資質向上の場として活用
- 人材育成

### 権利擁護機能

- 権利擁護に関する取り組みを展開する

### 評価機能

- 中立公平性を確保する観点から、委託相談支援事業所の運営評価
- サービス利用計画作成費対象者、重度包括支援事業等の評価
- 市町の相談支援体制の評価



## 協議会の機能をあらためて整理すると

### 情報機能

・本人と自分たちが **住むまちの**ことを知る

### 調整機能

・本人と自分たちが**住みやすい**まちを考える

### 開発機能

・本人と自分たちが **住みやすい**まちをつくる

### 教育機能

・自分たちが **高め合い**ながらまちをつくる

### 権利擁護機能

・誰もが **夢や希望**をもてるまちをつくる

### 評価機能

・常によりよくと **想像**しつづける

## (自立支援)協議会は

- ・今の実践から浮き上がってくる課題を
- ・地域みんなで共有し、チームをつくる場
- ・そして、チームが地域のことを考える場であり。
- ・地域を実際につくっていく場。

なんのために??

“障害のある人が権利の主体として、地域であたりまえに暮らすことができる” ことが目的

協議会とは、そんなみんなが  
あたりまえにくらすための  
“環境づくり” “プロセス” の場

## 協議会のキーワード

「連携」「地域」「交流」「社会資源の改善・開発」・・・

相談支援専門員も。サービス管理責任者も。

障害のある人が暮らす地域で、  
ともに暮らす生活者・・・**一市民**

キーワードは  
**協働！**

支援者として、生きづらさや暮らしづらさを分かち合っ  
て、誰もが普通に暮らせる地域を考える

## どうして協働する必要があるのか？

障害児者のニーズに基づいたサービスを提供するには、連携による協働が必要不可欠

- サービス等利用計画や個別支援計画に「実現できなかったニーズ」、「反映できなかったニーズ」がある場合
- 複数のサービスを使い分けて、生活している方の場合
- 迅速な対応が必要なニーズと、時間を掛けて間違いのない結果をだすニーズが混在している場合
- 複合的なニーズを有し、サービスが有効かつ効果的に使われていない場合
- 専門的なアセスメントが必要な場合（医療・保健・教育など）
  - ※ 一担当者や一事業所の限界があることを知る
- 意思疎通やニーズ表出が難しく、ベストインタレスト（最善の利益を生み出す決定）を、追求しにくい場合

and more・・・

みなさんは日頃どのような  
ネットワークを組んでいますか？



「協働してる」という実感  
がありますか？

21

### 協働すること(＝協議会)のメリット

- 特定のヒトの職人技で奇跡的な解決をするのではなく、一定の支援者が普遍的に解決できるための手法が共有できる。
- その手法が蓄積され、今後、類似のケースが生じた際に、予防的な対応ができる。
- 解決困難な課題に対し、個々人のイノベーションが発揮され、地域全体が底上げされる。
- 課題に対する共通言語が生まれ、政策につながる根拠となる。

## あらためて協議会は

- ・ 障害のある人も。
- ・ 障害のある人の家族も。
- ・ 障害のある人と暮らす支援者（地域）も。

ウキウキと  
ワクワクが  
大事

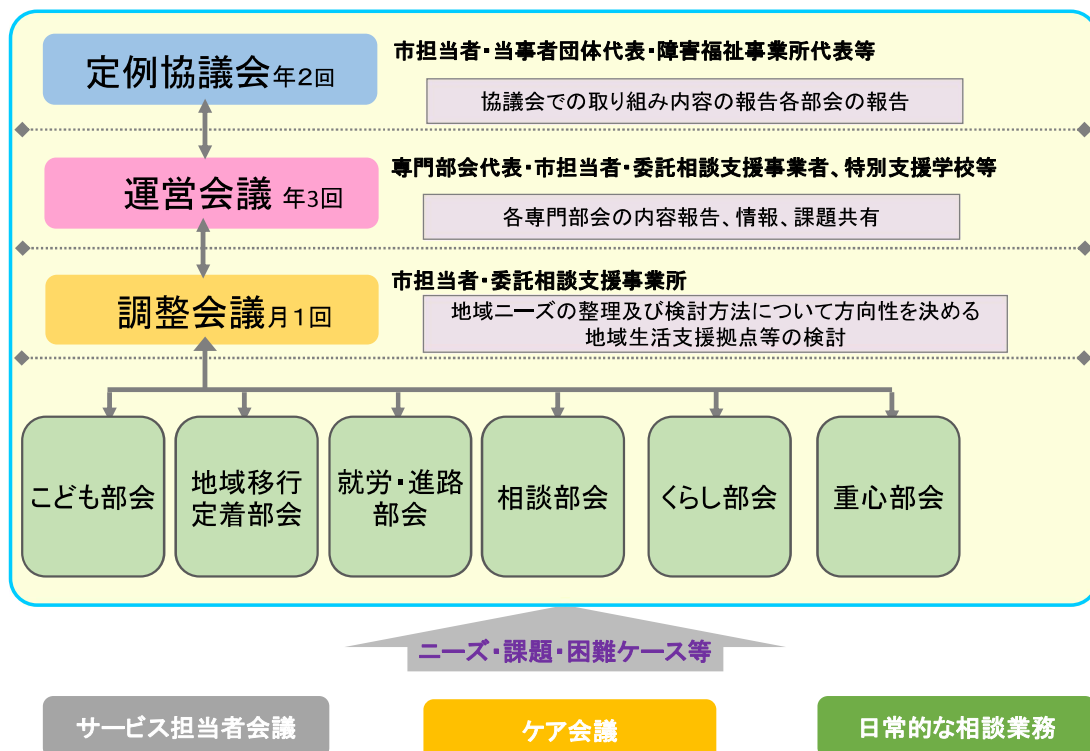
どんな“まち”にするかをデザインする場

他人事に  
しない

協働!!

本人と支援者が市民を巻き込んで一緒に展  
開する企て

## ある協議会の組織



# 自立支援協議会(地域のネットワーク)を 足場にしての地域作り！！



〇〇圏域  
自立支援協議会

地域の現状や  
課題をしっかりと関係機関  
一同で共有し  
地域作りを

基幹相談支援セン  
ターの設置や地域生  
活支援拠点につい  
ての検討など

圏域部会

地域の必要  
な施策に向  
けて検討

地域で実践されている部会

365日24時間 特に夜間  
や早朝の緊急時に助けて  
ほしい。安心して暮らしたい

ショートステイが計画的  
に利用され緊急時  
に利用できない

日々の相談からあ  
がるリアルな課題を  
提言

GHで暮らしてみたい

重心の方たちの  
入浴できる日中  
場所が少ない

